

令和3年3月第136回定例農業委員会総会議事録

令和3年3月10日（水）

JAグリーン近江八幡東支店 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第531号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第532号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第533号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第534号 農用地利用集積計画について

議第535号 近江八幡市農業委員会小委員会設置規程の一部改正について

報告第326号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について

報告第327号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について

報告第328号 その他の専決報告について

議第536号 近江八幡市農業委員会規程第2条による会長及び副会長の選出について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和3年3月第136回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしくお願いします。

議長

本日は、お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

昨年3月21日付けで市長から選任をいただきまして、今年の3月で丸一年となります。非常に至らぬ私でございましたが、皆様方のご支援、ご協力いただきながら無事に務めさせて頂く事ができました。振り返ってみますと、昨年コロナ禍の中で、活動の取組ができなかった難しい部分もありましたが、特に農地部会の関係では新規就農者の関係で非常に難しい案件もいくつか出てきました。こうした中でも、●●委員長はじめ農地部会の委員の皆様には熱心に取り組みをしていただき無事に解決していただき誠にありがとうございます。農政部会の方では議会の委員さんとの意見交換会や市長への意見書の提出等、これまでの行政経験を活かして取り組んでいただきました●●委員長はじめ農政部会の委員の皆様には、特に意見書では今までにない形で具体的な内容を盛り込んだ意見書を作成していただき本当にありがとうございました。至らない私でございましたが、一年間大変ありがとうございました。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思います。

本日の現在出席委員22名、全員ご出席いただいております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、3月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和3年3月第136回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

7番 ●●●●委員

8番 ●●●●委員

のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。
議第 531 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたしますが、農業委員会会議規則第17条（議事参与の制限）の規定によりまして、6番●●●委員の退席を求めます。

（退席）

事務局の議案説明を求めます。

事務局

議題531号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年3月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1から4につきましては、●●さん、●●さんが共有名義で相続された農地ではありますが、地元におられないことから管理ができないため、地元の方々に売買される内容となっています。

番号1、土地の所在地、島町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積979㎡、同じく島町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,133㎡、2筆合わせて4,112㎡になります。世帯の経営面積、渡人74.5アール、受人2,290.4アールで今回の申請面積を合わせますと2,331.5アールとなります。渡人につきましては、草津市川原●丁目●番●●号、●●●●、愛知県小牧市光ヶ丘●丁目●番地●、●●●●、受人につきましては、島町●●●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号2、土地の所在地、島町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積138㎡、受人につきましては、島町●●番地●、●●●●、受人の経営面積は61.5アールで今回の申請面積を合わせますと75.3アールとなります。契約内容、事由につきましては、番号1と同じです。

番号3、土地の所在地、島町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積157㎡、同じく島町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,844㎡、2筆合わせて3,001㎡になります。受人につきましては、島町●●番地、●●●●、受人の経営面積は58.2アールで今回の申請面積を合

わせますと88.2アールとなります。契約内容、事由につきましては、番号1と同じです。

番号4、土地の所在地、島町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積125㎡、同じく島町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積89㎡、2筆合わせて214㎡になります。受人につきましては、島町●●番地、●●●、受人の経営面積は867.2アールで今回の申請面積を合わせますと869.3アールとなります。契約内容、事由につきましては番号1と同じです。

番号5、こちらの案件につきましては、●●●●における農業に係る売上高が法人の事業全体の売上高の過半を占めなくなったため、農地所有適格法人の基準を満たすことができなくなりました。そのため事務局よりも指導をしております、今回、農業部門専門の法人、●●●●を設立し、農地を全て新法人に渡すという内容の申請でございます。地図が多岐にわたっております。地図番号③―5で2ページから5ページになります。

土地の所在地、多賀町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,117㎡、円山町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,803㎡、小船木町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,532㎡、同じく小船木町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積45㎡、船木町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積98㎡、同じく船木町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積501㎡、西庄町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,775㎡、同じく西庄町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積971㎡、同じく西庄町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,439㎡、同じく西庄町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積97㎡、同じく西庄町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積1,586㎡、同じく西庄町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積130㎡、浅小井町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,606㎡、同じく浅小井町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、登記面積3,648㎡、同じく浅小井町●●番、登記地目、田、現況地目、畑、登記面積2,877㎡、日吉野町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,150㎡、以上16筆合わせて24,375㎡になります。世帯の経営面積、渡人243.8アール、受人につきましては、0アールでそのまま引き継ぎますので243.8アールとなります。渡人につきましては、西庄町●●番地、●●●、代表取締役、●●●●、受人につきましては、西庄町●●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由、譲受理由につきましては、先程の説明の通りでございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委員

（特になしの声）

議長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。
質問はございませんか。

委員

（特になしの声）

議長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。
議第531号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委員

（異議なしの声）

議長

ご異議なしと認めます。
よって、議第531号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。
●●●委員の退席を解きます。

議長

それでは次に、議第532号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第533号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第532号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をす

ることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年3月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町下豊浦●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積73㎡、申請人につきましては、北之庄町●●番地●（東一●一●号）、●●●●、申請地は、安土町下豊浦の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、住宅敷地で、今回申請者が土地の整理を行った際に申請地が転用できていないことが判明したものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、東町●●番●、登記地目、畑、現況地目、雑種地、届出面積293㎡、同じく東町●●番地●、登記地目、畑、現況地目、雑種地、届出面積288㎡、同じく東町●●番地●、登記地目、畑、現況地目、雑種地、届出面積182㎡、3筆合わせて763㎡になります。申請人につきましては、栗東市高野●●番地●（B一●●●号）、●●●●、申請地は、東町地先の農地で、農用区域内農地いわゆる青地にあります。転用目的は、農業用倉庫及び農業用資材置場です。現在、申請地南側の鉄塔工事のため、一時転用で現場事務所として使用されていますが、工事完了後に農地に復元することなく、そのまま農業用施設用地として利用されます。令和3年1月15日に軽微変更され、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、東川町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、届出面積40㎡、申請人につきましては、竹町●●番地、●●●●、申請地は、東川町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、農業用資材置場で、申請地南西にある農業用倉庫建築時に200㎡未満の届出をされていましたが、届出当時に申請箇所も一緒に造成されていたため、今回の申請に至りました。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第533号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年3月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、島町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出

面積76㎡、渡人につきましては、草津市川原●丁目●番●●号、●●●●、愛知県小牧市光ヶ丘●丁目●番地●、●●●●、受人につきましては、島町●●番地、●●●、申請地は、島町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場で、申請地西側に住居のある受人が使用されるものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、島町●●番、登記地目、田、現況地目、宅地、届出面積135㎡、同じく島町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、届出面積32㎡、同じく島町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、届出面積135㎡、3筆合わせて302㎡、渡人につきましては、草津市川原●丁目●番●●号、●●●●、愛知県小牧市光ヶ丘●丁目●番地●、●●●●●、受人につきましては、北津田町●●番地、●●●●●、代表役員、●●●●●、申請地は、島町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場で、申請地南側の専しょう寺の駐車場として使用されるものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、北之庄町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、届出面積183㎡、貸人につきましては、●●●、●●●●●、相続人、●●●●●、北之庄町●●番地、●●●●●、長浜市川道町●●番地、●●●●●、同じく北之庄町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,361㎡、貸人につきましては、安土町常楽寺●●番地、●●●●●、相続人、●●●●●、同じく北之庄町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,034㎡、同じく北之庄町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積56㎡、同じく北之庄町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,364㎡、同じく北之庄町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積892㎡、同じく北之庄町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,580㎡、貸人につきましては、北之庄町●●番地、●●●●●、●●●●●、金沢市みずき●丁目●●番地、●●●●●、相続人、●●●●●、●●●●●、さいたま市南区别所●丁目●●番●●-●●●号、●●●●●、相続人、●●●●●、以上7筆合わせて6,470㎡の借人につきましては、高島市安曇川町西万木●●番地、●●●●●、代表取締役、●●●●●、申請地は、北之庄町地先の農地で、農用地区域内農地いわゆる青地にあります。契約内容は、賃貸借です。転用目的は、現場事務所及び露天資材置場、露天駐車場で、現在造成中であ

る申請地北側の●●●●病院新築工事の現場事務所等として一時転用されるものです。現場事務所設置箇所は、耕土を取り除いた後、土木シートを敷き、その上に改良土により埋め戻しします。駐車場箇所は、耕土の上に土木シートを敷きその上に敷き鉄板を設置し、農地へ復元できるように計画されています。また、一時転用の申請地を後々、病院の駐車場として使用するという計画もあり、現在地権者と交渉していると聞いております。その際は、農振除外後に改めて5条申請がされることとなります。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。こちらは、農用地区域内農地において2,000㎡を超える転用であるため、今月19日に開催されます県の常設審議委員会の意見聴取の対象となります。

番号4、土地の所在地、牧町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積33㎡、同じく牧町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積19㎡、同じく牧町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積561㎡、同じく牧町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積419㎡、同じく牧町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積380㎡、5筆合わせて1,412㎡になります。渡人につきましては、牧町●●番地、●●●●、受人につきましては、鷹飼町●●—●—●階、●●●●、代表取締役、●●●●●、申請地は、牧町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、貸露天資材置場及び貸露天駐車場で、申請者が近江八幡市内に現場のある建設業者の資材置場等として貸出されるもので、土地賃貸借契約書を添付いただいております。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号5、土地の所在地、江頭町●●番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、届出面積63㎡、貸人につきましては、江頭町●●番地、●●●●、同じく江頭町●●番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、届出面積31㎡、貸人につきましては、江頭町●●番地、●●●●、以上2筆合わせて94㎡の借人につきましては、江頭町●●番地、●●●●●、代表役員、●●●●●、申請地は、江頭町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、使用貸借です。転用目的は、露天駐車場で、申請地北東の西念寺の駐車場として、現在も使用されています。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号6、土地の所在地、江頭町●●番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、届出面積30㎡、渡人につきましては、江頭町●●番地、●●●●●、受

人につきましては、江頭町●●番地、●●●●、代表役員、●●●、申請地は、江頭町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、寄進です。転用目的は、番号5と同じです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号7、土地の所在地、若宮町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積664㎡、渡人につきましては、高島市マキノ町新保●●番地●、●●●●、同じく若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積531㎡、同じく若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積603㎡、渡人につきましては、若宮町●●番地●、●●●●、同じく若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,109㎡、渡人につきましては、京都府京都市山科区大塚北溝町●●番地●●、●●●●、同じく若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,152㎡、渡人につきましては、江頭町●●番地●●、●●●●、同じく若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,215㎡、渡人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、同じく若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,310㎡、渡人につきましては、若宮町●●番地、●●●、以上7筆合わせて6,584㎡の受人につきましては、西本郷町西●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、若宮町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、地区計画に伴う都市計画決定に基づき分譲宅地として開発するものです。申請理由及び用地の選定理由につきましては、申請地の周辺の県道沿いには、飲食店やドラッグストア・ガソリンスタンド等の沿道サービス施設もあり利便性の高い地域であり、既存集落とのコミュニティ形成を重視しながら、若年層の世帯分離やUターンJターンのための受け口となる等、持続可能な集落の形成に寄与するため当該申請地を選定されました。土地の利用計画としては、分譲住宅用地21区画と公園を整備する予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。こちらは、3,000㎡を超える転用であるため、今月19日に開催されます県の常設審議委員会の意見聴取の対象となります。

番号8、土地の所在地、若宮町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,084㎡、渡人につきましては、若宮町●●番地、●●、草津市野路町●●番地●●、●●、野洲市市三宅●●番地、●●●●号、●●●●、草津市東矢倉●丁目●番地●●、●●●●号、●●●●、受人につきまし

ては、西本郷町西●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、若宮町地先の農地で、一団の規模がおおむね10ヘクタール未満であり、住宅公共施設等が連たんした区域に近接している生産性の低い農地であることから、農振白地の第2種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、太陽光発電施設で、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号9、土地の所在地、金剛寺町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、届出面積220㎡、渡人につきましては、武佐町●●番地、●●●●●、受人につきましては、若葉町●丁目●●番地●●、●●●●●、申請地は、金剛寺町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「金田小学校」・「金田幼稚園」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、自己用住宅で、現在申請地は駐車場として利用されております。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号10、土地の所在地、西生来町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積337㎡、渡人につきましては、西生来町●●番地、●●●●●、受人につきましては、西生来町●●番地、●●●●●、申請地は、西生来町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場で、申請地東側の「●」に居住する受人の駐車場が手狭になったことから申請されたものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

議第532号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第533号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、22番●●●●委員、よろしくお願いします。

委 員

去る、2月26日に、

議第532号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第533号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて3番●●●●会長と、5番●●

●●委員と、私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、議第532号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1・3の申請については、てん末案件であり、今ほど、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2の案件です。

申請地は、東町地先の農地で、転用目的は農業用倉庫及び農業用資材置場です。申請地は既に一時転用で造成され、周辺も申請者の農地であるため、特に影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第533号 農地法第5条第1項許可申請の案件について報告させていただきます。

番号1の案件です。

申請地は、島町の集落内の農地で、転用目的は、露天駐車場です。隣接は、申請者の農地であるため、特に影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号3の案件です。

申請地は、北之庄町地先の農地で、転用目的は現場事務所等の一時転用です。周辺は、道路・水路であり、農地がないため、特段影響はないと考えられます。農地に復元する際は、問題のないようにと現地で指導しております。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号4の案件です。

申請地は、牧町の集落内の農地で、転用目的は貸露天資材置場です。造成はされませんが、隣接農地との境界に構造物を設置し、雨水の流失を防ぐ計画であり、周辺農地への影響は特にないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号5・6の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号7の案件です。

申請地は、若宮町の集落内の農地で、転用目的は分譲宅地です。地図上南側に農地があるように見えますが、資材置場として転用されており、隣接に農地はありません。隣地との境界にL型擁壁を設置し、土砂等の流失を防ぎます。雨水については、区域内に新設される側溝から、申請地北側の市道に放流される計画であり、特に問題ないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号8の案件です。

申請地は、若宮町地先の農地で、転用目的は太陽光発電施設です。隣接に農地はなく、特に問題ないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号9の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

最後に番号10の案件です。

申請地は、西生来町の集落内の農地で、転用目的は露天駐車場です。隣接農地との境界にコンクリートブロックを積み、雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は特にないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請3件、第5条許可申請10件、計13件の現地踏査結果報告を終わります。

議長

ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員

第5条の番号3の案件ですが、先程ご説明がありましたように、一時転用ということにして、農地に復元されるということですがかなりの面積があります。私が聞いた時には、駐車場にしていくがまだ青地でありますので、のちに転用をする間に一時転用をするという説明を受けました。現場事務所と露天資材置場ぐらいは一時転用で埋められて、そのあと白地にしてから駐車場にするとかなり分かりますが、全てを埋めてしまっているのはどうなのかなと思ってお聞きしました。

事務局

聞いております内容では、現場事務所以外は全て今の耕土に転圧をかけて、その上にシートを敷いて鉄板を置く、特に造成はしないで全てのところを使うと聞いております。現場事務所につきましては耕土を固めるだけ

では建物がもたないということで造成して土を入れると聞いております。
全体でということで申請はあがっています。

委員 北側は軟弱地帯なので鉄板を敷いてその上に土を敷いて、そのまま農振除外をして転用してそのまま使われるという考え方ですね。

事務局 そうですね、そのまま土を入れたら造成可能だと思います。

委員 一時転用ではないですね。

事務局 今、地権者の方と交渉されているわけですが、早ければ6月に農振除外の申請ができますのでそれから半年くらいはかかります。それからの造成ということになってきますので、その間も工事を進めないといけないというところで、一時転用で、鉄板を敷いてたちまちはするというようなニュアンスかなと思っております。

議長 他に質問やご意見はございませんか。

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第 532 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 533 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。

議第 532 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 533 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議長 それでは次に

議第 534 号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議題534号、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地の利用関係の調整がなされ、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の提出があったので、審議を求める。上記の議案を提出する。令和3年3月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

こちらの資料といたしましては、A4縦置きの文書（令和2年度農用地利用集積計画について）1枚と次ページのA4横置き資料をホチキス止めた資料でございます。

「所有権移転」は、20件、32筆、53,112㎡、「利用権設定」は、42件、89筆、201,493㎡、となっております。

なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。本来全て朗読させて頂くのが本意でございますが、それぞれの番号1についてのみ紹介させて頂きますこととお許し願います。

はじめに所有権移転の部です。

番号1 所有権の移転を受ける者、鷹飼町北●丁目●番地●●、●●●●●、所有権を移転する者、上野町●●番地、●●●●●、土地の所在、東横関町●●番●、田、706㎡、移転年月日、令和3年3月15日、所有権の移転を受ける者の経営面積869,287.29㎡、対価としましては、10アールあたり300,000円でございます。

次に利用権設定の部です。ページをめくっていただいて、中ほどに令和2年度第13号と書かれたページです。

番号1、利用権の設定を受ける者、土田町●●番地、●●●●●、利用権を設定する者、土田町●●番地、●●●●●、土地の所在地、土田町●●番、田、2,453㎡、同じく土田町●●番●、田、3,802㎡、2筆合わせて6,255㎡でございます。新規で、契約期間3年10カ月、令和3年3月15日から令和6年12月31日、内容としましては、10アールあたり10,000円で水稻でございます。権利の種類は、賃貸借、利用権の設定を受ける者の経営面積は12,006㎡でございます。

以下ご覧頂き、何かございましたら事務局までお願いします。以上でございます。

議長

皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員

所有権移転の番号20番、●●●●●の案件ですが、対価が3,000,000円とありますが、300,000円の間違いではないですか。

事務局 3,000,000円で間違いありません。

議長 確認をお願いします。
他にございませんか。

委員 利用権の設定の番号41の案件ですが、期間が10カ月とありますが、みんな1年以上になっていますが、今年で終わりという設定はいいのですか。

事務局 基本的には3年以上でお願いしていますが、縛りは特にございませんので、それぞれ相対で期間を決めておられるというところで、こちらについても間違いがないか確認はさせていただきます。

委員 基盤法での交換は控除が認められるのですか。

事務局 はい。

議長 他にございませんか。
他に質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第534号 農用地利用集積計画（案）については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委員 （異議なしの声）

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第534号 農用地利用集積計画（案）について、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 それでは次に
議第535号 近江八幡市農業委員会小委員会設置規程の一部改正について、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議題535号、近江八幡市農業委員会小委員会設置規程の一部改正につ

いて、上記の議案を提出する。令和3年3月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

近江八幡市農業委員会小委員会設置規程の一部を次のように改正する。内容につきましては、それぞれの部会で説明させていただいたとおりでございます。改正理由につきましては、近江八幡市農業委員会小委員会設置規程の文言と別表小委員会各部会の主な業務の内容を整理したく、議案を提出するものでございます。主に農政部会の業務に「研修の計画」を加えるものです。

議 長 皆様にお伺いたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第535号 近江八幡市農業委員会小委員会設置規程の一部改正については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議第535号 近江八幡市農業委員会小委員会設置規程の一部改正については、原案どおり承認いたします。

それでは、次に報告第326号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第327号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第328号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第326号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和3年3月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町上豊浦●●一●、田、776㎡、同じく安土町上豊浦●●一●、田、16㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年2月19日、411番、届出人の住所氏名、安土町上豊浦●●、●●●●、理由

としましては、宅地造成でございます。

続きまして、報告第327号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和3年3月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町下豊浦●●一●、田、529㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年2月8日、513番、借人につきましては、東近江市東沖野●一●●、●●、●●●●、渡人につきましては、安土町下豊浦●●、●●●、理由につきましては、一般個人住宅、区分につきましては、使用貸借でございます。

番号2、土地の表示、安土町下豊浦●●一●、田、1,900㎡、渡人につきましては、安土町下豊浦●●、●●●●、同じく安土町下豊浦●●一●、田、1,041㎡、渡人につきましては、安土町下豊浦●●、●●●●、同じく安土町下豊浦●●一●、田、428㎡、同じく安土町●●一●、田、862㎡、渡人につきましては、安土町上豊浦●●、●●●、以上4筆の受人につきましては、鷹飼町北●丁目●一●●、●●●●、代表取締役、●●●、届出受理日及び受理番号、令和3年2月15日、514番、理由につきましては、店舗用地、区分につきましては、売買でございます。

続きまして、報告第328号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和3年3月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、賃貸借契約解除が10件ございました。

2、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定について、1月審査会、15日審査、ご覧のとおり更新5件でございます。

議長

ただ今の、報告第326号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第327号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第328号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委員

（特になしの声）

議 長

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

続きまして、近江八幡市農業委員会規程第2条第1項により、今月20日をもって、私と●●副会長が、会長職、副会長職の任期満了となります。

このため、議第536号 近江八幡市農業委員会規程第2条第2項による会長及び副会長の選出について、を議題とします。

近江八幡市農業委員会規程第2条第2項によりますと、「会長は総会において選挙する。ただし委員において異議がないときは、指名推薦の方法によることができる」と定めています。

先般、地区代表者の方々と選出方法について協議をいたしました。その協議内容をご報告いたします。

まず、会長職に立候補される意思の確認をいたします。会長職に立候補される方が、1名であった場合、総会に諮り決定いたします。

立候補者が2名以上であった場合は、当委員会選挙事務取扱規程に基づき選挙を行い決定いたします。

次に、会長職に立候補される方がおられない場合は、指名推薦により決定することになります。

以上の通り、立候補の意思確認をし、立候補される方が1名であった場合は総会に諮り決定し、2名以上であった場合は、選挙を行い、また立候補者がおられない場合は、指名推薦の方法により選考委員会を設置して正副会長選出するということについて、お諮りします。

この件について、ご異議ございませんか。

委 員

異議なしの声

議 長

異議なしの声を賜りましたので、立候補の意思確認をし、立候補者が1名の場合は総会に諮り決定し、立候補者が2名以上の場合は選挙を行い、また立候補者がおられない場合は、選考委員会を設置し選考をお願いすることに致します。

それでは、まず、会長職への立候補の意思を確認いたしたいと思います。どなたか立候補される方はおられますか。

立候補がおられなかったため、選考委員会を設置し選考をお願いすることに致します。

次に選考委員についてですが、副会長及び次期地区代表者をお願い致し

たいと存じますがご異議ございませんか。

委員 異議なしの声

議長 ご異議もないようですので、副会長及び次期地区代表者は別室で選考委員会を開催して下さい。

選考委員の皆様については、別室へお願いします。

他の委員はしばし休憩とします。

(休憩)

議長 それでは、再開致します。

選考結果を選考委員長より報告頂きます。

委員長 それでは選考委員会の結果を報告させて頂きます。

令和3年3月21日以降も引き続き

次期会長には、●●●●氏、

副会長に ●●●●氏

を推挙することに決定致しましたので、報告させて頂きます。

議長 ただ今選考委員長から報告がありました、次期会長に私、副会長には●●●●委員を引き続きということで選任をいただきました。ご承認をいただけますでしょうか。

委員 異議なしの声

議長 ありがとうございます。

それでは時期会長には、私、●●、副会長には●●●●委員に決定させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

一言ご挨拶させていただきます。昨年3月に会長にということで選任を頂きまして、とにかく一年ということで、私なりにそういう気持ちで一年過ごさせていただきました。やれやれと思いましたら引き続きということでございます。選任いただきましたからには、私なりに一生懸命頑張らせていただきたいと思いますので、委員の皆様にはご支援、ご指導のほどどうかよろしく申し上げます。

副会長

閉会の挨拶の時に御礼を申し上げないと、思っておりましたが、もう一年ということで選任をいただき、熊木会長とともにまた一年お世話になりますが、どうぞ指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長

以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第136回定例農業委員会総会を閉会します。
この後、引き続きではありますが全員協議会を開催致します。

閉会 午後2時50分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員

